

香川県就職・移住支援センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

香川県知事 池 田 豊 人

### 香川県規則第10号

香川県就職・移住支援センター規則の一部を改正する規則

香川県就職・移住支援センター規則（平成29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用することができない日)</p> <p>第4条 センターを利用することができない日は、<u>次に掲げる日とする。</u></p> <p>(1) <u>日曜日並びに毎月の第1土曜日、第3土曜日及び第5土曜日</u></p> <p>(2) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u></p> <p>(3) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</u></p> <p>2 略</p>	<p>(利用することができない日)</p> <p>第4条 センターを利用することができない日は、<u>香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日とする。</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。